

# 名古屋民間保育園連盟青年会議会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第 1条 本会は名古屋民間保育園連盟青年会議（以下「青年会議」と称す）。

### (事務所)

第 2条 本会の事務所は名古屋市中区丸の内三丁目7番9号 社団法人 名古屋民間保育園連盟（以下「名保連」）事務所及び青年会議事務局長の保育園内に置く。

### (目 的)

第 3条 本会は名古屋市内の民間保育園の振興と児童の福祉を促進すると共に会員相互の親睦と連帯を図ることを目的とする。

### (事 業)

第 4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 研修活動
- 2) 情報交換
- 3) 会員相互の親睦、交流を図るための活動
- 4) 名保連の諸活動への協力
- 5) その他の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会 員

### (資 格)

第 5条 本会は名保連の園長、若しくは園長就任見込み者で満45歳までの者を以って組織する。ただし、この規定に関わらず、会員が事業年度期間中に45歳を超してもその年度は会員とする。

希望により、青年会議の会員の経験がある者で45歳を超しても年会費を納めることにより、その年度はOB会員として在籍することができる。

ただし、総会等における議決権は無いものとする。

### (会 費)

第 6条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

OB会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

### (入 会)

第 7条 資格を有し、会員になろうとする者は、本人の申し出または会員の推薦により役員へ申し込み、役員会の承認を得なければならない。

### (退 会)

第 8条 会員は退会しようとする時は、会長に届け出なければならない。

- 1) 第5条の資格がなくなった場合。
- 2) 会費を原則として1年以上納入しない時。
- 3) 会員が死亡した時は、退会したものとみなす。

### (除 名)

第 9条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会において総会員の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。

- 1) 本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をした時。

### (搬出金品の不返還)

第10条 退会し、または除名された会員が既に納入した会費、その他の搬出金品は返還しない。

## 第3章 役員及び任期

### (役員及び任期)

第11条 本会は、次の役員を置き、任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 1) 会長1名、副会長3名以内、事務局長1名、書記2名以内、会計3名以内
- 2) 監事1名は名保連の財務部長等を充當することとする。

(会長及び役員の選出)

第12条 会長は会員の互選とする。  
役員は会長の指名とする。

(役員の任務)

第13条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3) 事務局長は、本会の会務執行に必要な事務を担当する。
- 4) 書記は、本会の記録並びに企画運営を担当する。
- 5) 会計は、本会の経理、会計を担当する。

(顧問・参与及び任期)

第14条 本会に次の顧問及び参与を置き、会議に出席して意見を述べることができる。任期は2年とする。

- 1) 顧問は、名保連の会長とする。
- 2) 参与は、会長が推薦し、総会の承認を得たものとする。

(役員解任)

第15条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任する事が出来る。

## 第4章 会議

(種別)

第16条 会議は、総会及び役員会の2種とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(開催)

第17条 定期総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開会することができる。

- 2 会員の3分の1以上から開会の請求があったときは、開会しなければならない。
- 3 役員会は、隨時開催し、総会で議決した事項の執行及び総会に付議すべき事項の検討とその他、総会の議決を要しない軽易な会務の執行。

(構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。  
役員会は会長、副会長、事務局長、書記、会計をもって構成する。

(招集)

第19条 会議は、会長が招集する。

(定足数)

第20条 会議は、構成員に2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第21条 会議の議決は出席人数の過半数の賛成による。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はほかの構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前20条の規定の適用については、出席したものとみなす。

## 第5章 会計

(会計)

第23条 本会の会計は、別に定める会費、名保連の助成金及びその他の収入を以て当てる。

(会計年度及び決算と予算)

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

収支決算書は毎会計年度終了後2月以内に会計が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならぬ。

収支予算は、毎会計年度開始前に会計において、編成し、役員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第6章 雜 則

(規定の施行)

第25条 この会則の施行については、役員会の議決を経て別に定める。

(慶弔費)

第26条 会員の慶弔費については、別表の通りとする。

付則

平成10年4月 1日 一部改正、施行。

平成11年4月 1日 第5条(資格) 改正、施行。

平成13年5月12日 一部改正、施行。

平成15年5月17日 一部改正、施行。

平成17年5月14日 一部改正、施行。

## 名古屋民間保育園連盟 青年会議慶弔見舞内規

1. 会員の慶事については、次のとおりとする。

会 員 祝儀 10,000円 祝電

\*ただし、特に貢献のあった者については、この限りではない。

2. 会員の弔事については、次のとおりとする。

イ. 会員が死亡した場合 香典 20,000円 淋見舞 10,000円  
生花 一対

ロ. 会員の配偶者が死亡した場合

香典 10,000円 淋見舞 5,000円  
生花 一基

ハ. 会員の父母が死亡した場合

香典 10,000円 淋見舞 5,000円

ニ. 会員の祖父母が死亡した場合

香典 10,000円

ホ. 会員の子供が亡くなった場合

香典 10,000円 淋見舞 5,000円  
生花 一基

以上を内規とするが、その時の実状に応じ役員が対応検討する。